





# 第6章 【重点事業】子ども・子育て支援事業計画

## ～ 子ども・子育て支援事業計画の概要 ～

子ども・子育て支援法において、市町村は、子どものための教育・保育給付と子育てのための施設等利用給付からなる「教育・保育」、地域の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成される事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容や実施時期について定めることになっています。

本市においても、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用ニーズを踏まえて計画します。

教育・保育		地域子ども・子育て支援事業
<p><b>子どものための教育・保育給付</b></p> <p>施設型給付費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定こども園</li> <li>幼稚園</li> <li>保育所</li> </ul> <p>地域型保育給付費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模保育</li> <li>家庭的保育</li> <li>居宅訪問型保育</li> <li>事業所内保育</li> </ul>	<p><b>子育てのための施設等利用給付</b></p> <p>施設等利用費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園&lt;未移行&gt;</li> <li>特別支援学校</li> <li>預かり保育事業</li> <li>認可外保育施設等</li> </ul>  	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者支援事業</li> <li>地域子育て支援拠点事業</li> <li>一時預かり事業</li> <li>乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>養育支援訪問事業</li> <li>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</li> <li>子育て短期支援事業</li> <li>子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)</li> <li>延長保育事業</li> <li>病児を保育する事業</li> <li>放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)</li> <li>妊産婦健康診査</li> <li>実費徴収に係る補足給付を行う事業</li> <li>多様な事業者の参入促進・能力活用事業</li> </ul>  

## 1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、計画期間における教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区域のことで、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定します。

本市の地域特性として、自動車を所有している家庭が多く、保育所等の入所希望の傾向としても、通勤途中や親族の近くの保育所等を希望する割合が一定程度いることや、保育所等の分布に偏りがあること等から、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の区域を分割することはせず、鹿嶋市全域（1区域）と設定しました。

### ■本市の教育・保育提供区域

事業区分		教育・保育提供区域
教育・保育	1号認定 <sup>(※)</sup>	市全体を1つの区域
	2号認定 <sup>(※)</sup>	
	3号認定 <sup>(※)</sup>	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	市全体を1つの区域
	地域子育て支援拠点事業	
	妊産婦健康診査	
	乳児家庭全戸訪問事業	
	養育支援訪問事業	
	子育て短期支援事業	
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	一時預かり事業 ・幼稚園在園児を対象とした一時預かり ・その他の一時預かり	
	延長保育事業（時間外保育事業）	
	病児保育事業	
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		

※P50 参照

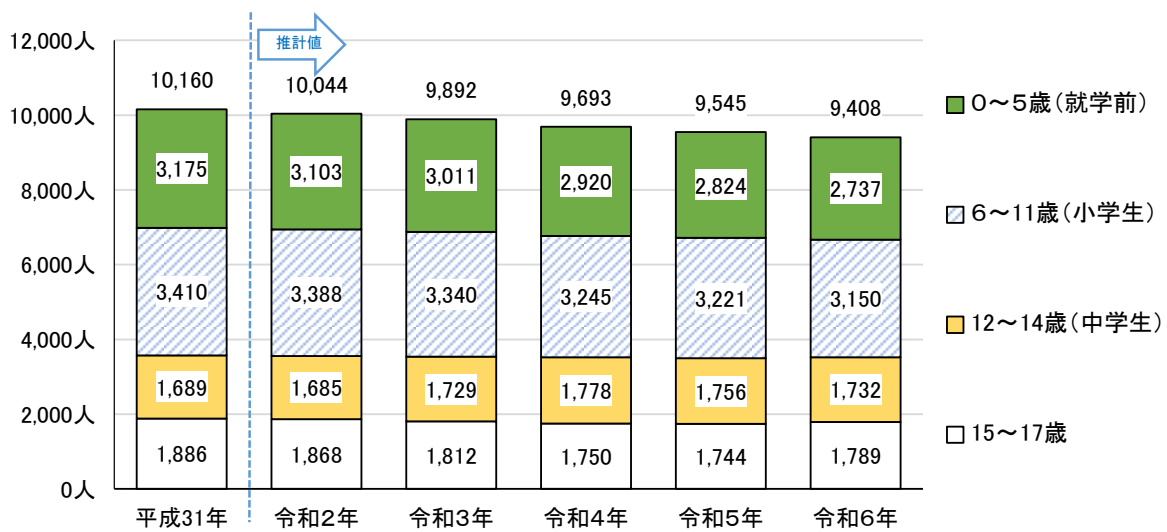
## 2 子どもの数の見込み

本計画の対象となる子どもの数の見込みについて、平成27年から平成31年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、計画の最終年度である令和6年までの推計を行いました。

0～17歳の子どもの数は減少する見通しであり、令和6年には9,408人と見込まれます。

年齢区別にみると、0～5歳の小学校就学前子どもの数は、平成31年3,175人から438人減の2,737人、6～11歳の小学生は、平成31年3,410人から260人減の3,150人と見込まれます。

### ■子どもの数の見込み



(単位:人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～5歳(就学前)	3,175	3,103	3,011	2,920	2,824	2,737
6～11歳(小学生)	3,410	3,388	3,340	3,245	3,221	3,150
12～14歳(中学生)	1,689	1,685	1,729	1,778	1,756	1,732
15～17歳	1,886	1,868	1,812	1,750	1,744	1,789
合計	10,160	10,044	9,892	9,693	9,545	9,408

資料：平成31年は住民基本台帳による実績値。令和2年以降は推計値（各年4月1日現在）

### 3 教育・保育の量の見込みと確保方策

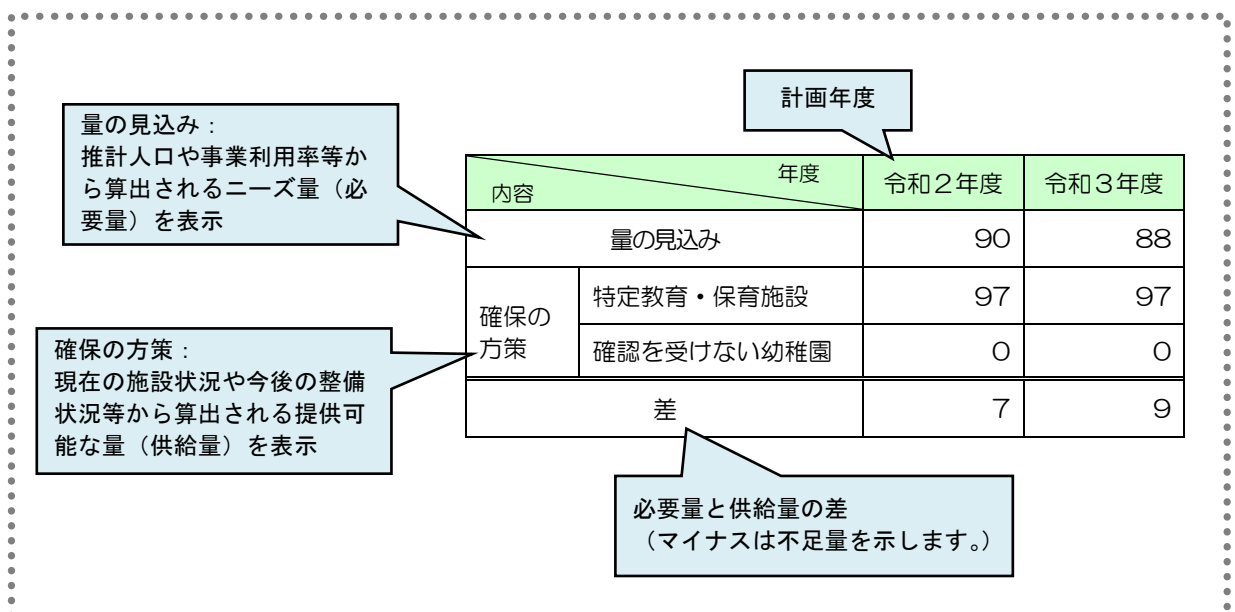
子ども・子育て支援制度のもと、子どもと子育て家庭が、認定こども園、幼稚園、保育所等を利用するにあたり、教育・保育を受けるための認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定は、1号認定、2号認定、3号認定の3つの区分があり、子どもの年齢や保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他優先すべき事情等を勘案して決定されます。認定区分ごとに、利用できる施設や事業が決められています。

■年齢と認定（利用できる主な施設及び事業）

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定)	保育所 認定こども園
2号認定 (保育短時間認定)			
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所 認定こども園 地域型保育事業
		3号認定 (保育短時間認定)	

【※次ページ以降の教育・保育の量の見込み及び確保の方策の見方】



## (1) 1号認定【3～5歳】

## 概 要

満3歳以上の小学校就学前子どものうち、教育を受ける子どもの認定区分です。

## 【現 状】

平成31年4月現在、認定こども園7箇所（公立：1，私立：6），幼稚園4箇所（公立：4）において、教育と教育・保育の一体的な提供を図っており、必要な定員を確保しています。

## ■第1期の実績

(単位：人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
※子どもの数（3～5歳）	1,756	1,682	1,671	1,642	1,659
認定者数（A）	676	641	624	564	562
利用定員（B）	1,097	881	881	760	755
差（B－A）	421	240	257	196	193

各年4月1日現在

## 【量の見込みと確保方策】

1号認定については、市内の認定こども園や幼稚園により必要な定員は確保できる見込みです。

また、就労する保護者の保育の必要性に着実に応えるべく、幼稚園在園児の一時預かり事業の提供体制の確保を図ります。

## ■第2期の見込み

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
※子どもの数（3～5歳）	1,635	1,586	1,496	1,450	1,407
量の見込み（A：必要量）	477	457	430	409	394
確保方策（B）	755	695	695	635	562
特定教育・保育施設	755	695	695	635	562
差（B－A）	278	238	265	226	168

(2) 2号認定【3～5歳】

**概 要**

満3歳以上の小学校就学前子どものうち、保護者の就労等により保育を必要とする子どもの認定区分です。

**【現 状】**

平成31年4月現在、認定こども園7箇所（公立：1，私立：6），保育所11箇所（公立：3，私立：8），において、保育と教育・保育の一体的な提供を図っており、必要な定員を確保しています。

■第1期の実績

(単位：人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
※子どもの数（3～5歳）	1,756	1,682	1,671	1,642	1,659
<b>認定者数（A）</b>	<b>953</b>	<b>975</b>	<b>1,001</b>	<b>1,054</b>	<b>1,023</b>
<b>利用定員（B）</b>	<b>1,044</b>	<b>1,087</b>	<b>1,087</b>	<b>1,123</b>	<b>1,097</b>
差（B－A）	91	112	86	69	74

各年4月1日現在

**【量の見込みと確保方策】**

2号認定については、新たに保育所を1箇所整備し、市内の認定こども園、保育所により必要な定員は確保できる見込みです。

■第2期の見込み

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
※子どもの数（3～5歳）	1,635	1,586	1,496	1,450	1,407
<b>量の見込み（A：必要量）</b>	<b>1,084</b>	<b>1,055</b>	<b>998</b>	<b>975</b>	<b>949</b>
<b>確保方策（B）</b>	<b>1,097</b>	<b>1,177</b>	<b>1,177</b>	<b>1,162</b>	<b>1,147</b>
特定教育・保育施設	1,097	1,177	1,177	1,162	1,147
差（B－A）	13	122	179	187	198

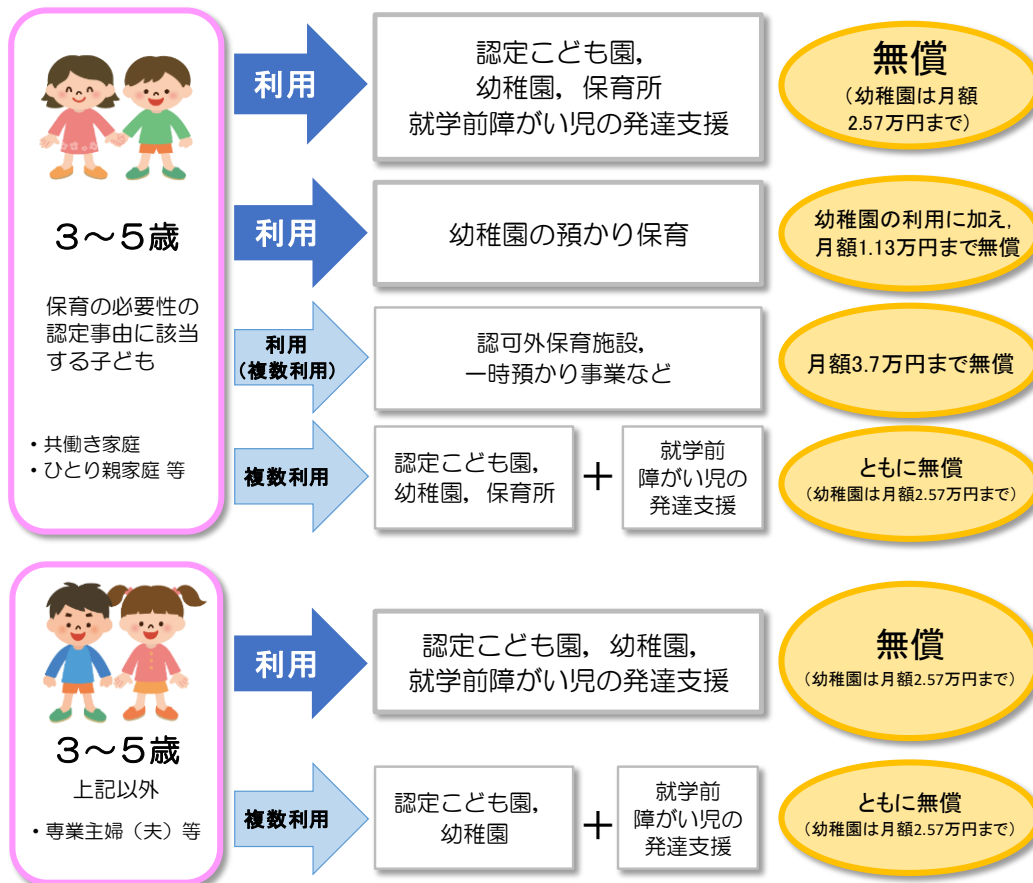
◆ 幼児教育・保育の無償化 ◆

消費税率の引上げによる財源を活用した、若者から高齢者までが安心できる全世代型の社会保障制度への転換の一環として、3歳以上の幼児教育・保育の無償化が令和元年10月1日から始まりました。少子化対策にもつながるよう、子育て世代の経済的負担軽減を図るとともに、子どもたちの生涯に渡る人格形成の基礎を培う上で重要な幼児教育・保育を推進します。

■ 幼児教育の無償化の内容

対象	無償化の内容
認定こども園 幼稚園、保育所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもの利用料が無償化されます。</li> <li>○0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。</li> <li>○認定こども園、幼稚園、保育所に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象となります。</li> </ul>
幼稚園等の 預かり保育	○新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園等の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
認可外保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3歳から5歳までの子どもは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。</li> <li>○認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象となります。</li> </ul>
就学前の障がい児の 発達支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就学前の障がい児の発達支援を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料が無償化されます。</li> <li>○認定こども園、幼稚園、保育所も利用する場合は、ともに無償化の対象となります。</li> </ul>

■ 幼児教育の無償化のイメージ



### (3) 3号認定【0～2歳】

**概 要**

0～2歳の小学校就学前子どもで、保育を必要とする子どもの認定区分です。

**【現 状】**

第1期計画期間中において、保育所から認定こども園への移行や小規模保育事業所の新規開設、定員の拡大等を行いました。その結果、平成31年度には、認定こども園7箇所（公立：1，私立：6）、保育所11箇所（公立：3，私立：8）、小規模保育事業所5箇所（私立：5）において、保育と教育・保育の一体的な提供を行っています。

保育利用率は増加していますが、児童数が減少していることから、認定者数は減少から横ばいで推移している状況です。しかしながら、一部の施設において、保育士を確保できない等の問題から、想定した利用定員の確保に至らず、平成30年度から待機児童が発生している状況です。

■第1期の実績

(単位：人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
※子どもの数(0～2歳)	1,737	1,668	1,669	1,608	1,516
※子どもの数(0歳)	579	543	546	513	455
※子どもの数(1・2歳)	1,158	1,125	1,123	1,095	1,061
<b>認定者数(A：必要量)</b>	<b>603</b>	<b>642</b>	<b>637</b>	<b>611</b>	<b>614</b>
3号認定(0歳)	92	71	66	62	59
3号認定(1・2歳)	511	571	571	549	555
0～2歳保育利用率	34.7%	38.5%	38.2%	38.0%	40.5%
<b>利用定員(B)</b>	<b>659</b>	<b>715</b>	<b>715</b>	<b>730</b>	<b>731</b>
特定教育・保育施設	622	660	660	675	638
特定地域型保育事業	37	55	55	55	93
差(B-A)	56	73	78	119	117

各年4月1日現在

## 【 量の見込みと確保方策 】

第2期計画期間中において保育利用率の増加は見込んでいるものの、本市の0～2歳の児童数は減少傾向にあることから、認定者数と利用定員とのバランスは保たれる見通しです。

待機児童が発生している状況に加え、保護者の多様なニーズに応えるため、第2期計画期間中に新たな保育の提供体制として、小規模保育事業所と家庭的保育事業所、企業主導型保育施設（事業所内保育所）の整備を見込んでいます。

## ■第2期の見込み

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
※子どもの数（0～2歳）	1,468	1,425	1,424	1,374	1,330
※子どもの数（0歳）	490	471	453	440	427
※子どもの数（1・2歳）	978	954	971	934	903
<b>量の見込み（A：必要量）</b>	<b>711</b>	<b>707</b>	<b>728</b>	<b>717</b>	<b>707</b>
3号認定（0歳）	133	128	123	120	116
3号認定（1・2歳）	578	579	605	597	591
0～2歳保育利用率	48.4%	49.6%	51.1%	52.2%	53.2%
<b>確保方策（B）</b>	<b>766</b>	<b>816</b>	<b>803</b>	<b>803</b>	<b>803</b>
0歳	159	171	171	171	171
1・2歳	607	645	632	632	632
特定教育・保育施設	631	657	644	644	644
0歳	106	112	112	112	112
1・2歳	525	545	532	532	532
特定地域型保育事業	135	135	135	135	135
0歳	53	53	53	53	53
1・2歳	82	82	82	82	82
企業主導型保育施設	0	24	24	24	24
0歳	0	6	6	6	6
1・2歳	0	18	18	18	18
差（B－A）	55	109	75	86	96

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業について、事業ごとに、計画期間における量の見込みと確保方策、その実施時期を設定します。

### ■地域子ども・子育て支援事業一覧

事業		事業概要	主な対象
①	利用者支援事業	身近な場所で、子育てに関する情報提供や相談、助言等を行います。	0～5歳児 1～6年生
②	地域子育て支援拠点事業	身近な場所で、子育て中の親子が交流を行う場所を開設します。	0～5歳児
③	妊産婦健康診査	妊産婦に対する健康診査を実施します。	妊産婦
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師等が訪問し、状況把握と相談支援を行います。	0歳児，保護者
⑤	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、相談支援を行います。	子ども，保護者等
⑥	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の連携強化を図ります。	子ども，保護者等
⑦	子育て短期支援事業	親が病気になった子ども等について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。	0～18歳児
⑧	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	子どもの預かり等に関する会員相互の援助活動の連絡・調整を行います。	0～5歳児 1～6年生
⑨	一時預かり事業	幼稚園等在園児の預かり保育を行います。	3～5歳児
		保育所等で一時的な預かり保育を行います。	0～5歳児
⑩	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後、家に保護者がいない小学生に、適切な遊びの場や生活の場を提供します。	1～6年生
⑪	延長保育事業 (時間外保育事業)	通常保育の利用時間を超えた延長保育を行います。	0～5歳児
⑫	病児保育事業	子どもが病気からの回復期にある場合等において、専用スペース等で一時的に保育を行います。	0～5歳児 1～3年生
⑬	実費徴収に係る 補足給付を行う事業	保護者の所得状況等を勘案し、教育・保育に必要な物品購入費用や行事の参加費用等を助成します。	保護者
⑭	多様な主体が本制度に 参入することを促進 するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進を行います。	事業者

## (1) 利用者支援事業

### 概 要

子どもや保護者に、地域の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業等に関する情報提供や必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

### 【 現 状 】

平成30年度から保健センター内に子育て世代包括支援センター（りぼん）を開設し、事業を実施しています。

また、母子保健コーディネーターを配置し、子どもと保護者の健康増進や育児不安の軽減を図りました。

#### ■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施箇所数 (母子保健型)	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所	1箇所

### 【 量の見込みと確保方策 】

引き続き、保健センター内の子育て世代包括支援センターで事業を実施し、妊娠期から子育て期までにわたる様々なニーズに対して、総合的な相談支援を提供し、必要な事業量の確保を図ります。

#### ■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数 (母子保健型)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

## (2) 地域子育て支援拠点事業

### 概 要

公共施設や認定こども園等の地域の身近な場所において、子育て中の親子が交流を行う場所を開設し、育児相談や情報提供等を行います。

### 【現 状】

#### ① 地域子育て支援センター

鹿嶋市地域子育て支援センターのほか、市内3箇所において、専門職員による子育て家庭に対する相談指導や子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供等を行っています。

#### ② つどいの広場

市内3箇所において、子育て中のお母さんが子どもと一緒に立ち寄ることができる場を開設しています。専門のアドバイザーによる子育て相談や保護者同士の交流をサポートします。

#### ■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用回数	30,197人回	33,515人回	31,049人回	30,529人回	27,150人回
実施箇所数	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所

### 【量の見込みと確保方策】

鹿嶋市地域子育て支援センターは、土曜日も開設しており、子育て家庭のニーズへの対応を図っています。

第2期計画期間中においては、実施箇所数に認定こども園を含めることから、大幅に増える見込みです。また、子育て中の親子が集まりやすく利便性の高い地域に、新たな交流場所の設置を検討します。

各施設の開設状況に違いはあるものの、基本的に定員は設定していないことから、従来と同程度の利用を見込んでおり、必要な事業量の確保を図ります。

#### ■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	41,196人回	39,996人回	39,960人回	38,556人回	37,320人回
確保方策	利用回数	41,196人回	39,996人回	38,556人回	37,320人回
	実施箇所数	13箇所	13箇所	13箇所	13箇所

### (3) 妊産婦健康診査

#### 概 要

妊産婦の健康の保持・増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、随時、必要に応じた医学的検査を実施します。

#### 【 現 状 】

茨城県医師会、茨城県助産師会と連携し、契約医療機関等において、妊婦健診を実施しています。受診者数、受診回数ともに、減少傾向にあります。

#### ■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実受診者数	638人	605人	575人	508人	481人
延べ受診回数	8,932回	8,470回	8,050回	7,255回	6,089回

#### 【 量の見込みと確保方策 】

事業の性質上、すべての妊産婦の受診を見込んでいます。引き続き、妊産婦の健康管理と生まれてくる子どもの健やかな成長のため、茨城県医師会、茨城県助産師会と連携を図るとともに、契約医療機関等における受診体制を確保し、受診率の向上に努めます。

#### ■第2期の見込み

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込みの	実受診者数	490人	471人	453人	440人	427人
	延べ受診回数	7,840回	7,536回	7,248回	7,040回	6,832回
確保方策	実施場所	契約医療機関				
	実施体制	茨城県医師会、茨城県助産師会				
	実施時期と検査項目	①妊娠8週頃 基本健診、血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査、HTLV-1抗体検査 ②妊娠12週頃 基本健診 ③妊娠16週頃 基本健診 ④妊娠20週頃 基本健診、超音波検査 ⑤妊娠24週頃 基本健診 ⑥妊娠26週頃 基本健診、血液検査 ⑦妊娠28週頃 基本健診 ⑧妊娠30週頃 基本健診、超音波検査、クラジミア核酸同定検査 ⑨妊娠32週頃 基本健診 ⑩妊娠34週頃 基本健診 ⑪妊娠36週頃 基本健診、B群溶血性レンサ球菌検査 ⑫妊娠37週頃 基本健診、超音波検査 ⑬妊娠38週頃 基本健診 ⑭妊娠39週頃 基本健診 ⑮産後2週頃 基本健診 ⑯産後1か月頃 基本健診				

## (4) 乳児家庭全戸訪問事業

### 概 要

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に、保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

### 【現 状】

市内の乳児（生後4か月まで）がいるすべての家庭を保健師等が訪問する事業であり、第1期における訪問率は、いずれの年も95%を超えています。

訪問により、親子の心身の状況と養育環境を把握するとともに、子育てに関する情報提供や養育についての相談・助言、その他必要な支援を行っています。

#### ■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
訪問対象者数	557人	588人	527人	497人	473人
被訪問実人数	541人	572人	504人	495人	461人
訪問率	97.1%	97.3%	95.6%	99.6%	97.5%

### 【量の見込みと確保方策】

0歳児の将来推計結果をふまえて、すべての家庭への訪問を見込んでいます。引き続き、保健センターによる事業の実施を予定しており、保健師と保健訪問相談員により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、随時、関係者によるケース会議を行い、適切なサービスの提供につなげていきます。

#### ■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	490人	471人	453人	440人	427人
確保方策	実施体制	保健師, 保健訪問相談員			
	実施機関	保健センター			

## (5) 養育支援訪問事業

### 概 要

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者が適切に養育できるよう、育児能力等の向上に向けた相談や指導、助言などの支援を行います。

### 【現 状】

養育のための支援が必要と認められる子どもや保護者、妊婦に対し、保健センターの保健師やこども相談課の職員、家庭相談員が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談や指導、助言、その他必要な支援を行っています。

### 【量の見込みと確保方策】

引き続き、乳児家庭全戸訪問事業の結果等から対象者の把握に努めるとともに、保健センターの保健師やこども相談課の職員、家庭相談員により、必要な事業量は確保できる見通しです。

## (6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

### 概 要

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、構成員間の連携強化を図ります。

### 【現 状】

鹿嶋市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携を図り、児童虐待の防止と発見、子どもの保護に努めています。

実務者会議のほか、必要に応じて個別検討会議を行い、要保護児童等に対する支援を図っています。さらに、児童虐待をはじめとした要保護児童等に対する対応のスキルアップを図るため、構成機関対象の専門研修も行っています。

### 【量の見込みと確保方策】

今後も現在の取り組みを継続しつつ、国の動向を踏まえながら必要に応じて新たな事業の展開を検討します。

## (7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

### 概 要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

### 【現 状】

保護者の疾病等で、一時的に家庭での養育が困難になった子どもを、短期間(原則7日以内)預かる事業を実施しています。本市には、児童養護施設等が設置されていないため、近隣の児童養護施設や乳児院、里親の状況を踏まえ、対応しています。

#### ■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延べ利用数	35人日	32人日	25人日	19人日	51人日
利用施設数	7箇所	4箇所	3箇所	2箇所	3箇所

### 【量の見込みと確保方策】

近隣の児童養護施設2箇所、乳児院1箇所、市内外の里親5家庭と連携し、事業の提供体制を確保し、子育て家庭の負担軽減に努めます。

算出されたニーズ量から、利用実績を上回る利用量を見込んでいます。

また、幅広く事業の周知を図るとともに、利用者のニーズの掘り起こしに努めます。

#### ■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	179人日	174人日	169人日	163人日	158人日	
確保方策	延べ利用数	179人日	174人日	169人日	163人日	158人日
	受入施設数	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所

## (8) 子育て援助活動支援事業【就学児対象】(ファミリー・サポート・センター事業)

## 概 要

子どもの預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

## 【現 状】

鹿嶋市社会福祉協議会が運営主体となり、ファミリー・サポート・センター事業を行っています。利用会員(受けたい人)と協力会員(行いたい人)の登録を行い、事前打ち合わせの後、援助活動を行っています。

## ■第1期の実績

(年間)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数	小学1～3年	226人日	257人日	186人日	150人日	191人日
	小学4～6年	141人日	192人日	326人日	191人日	98人日
協力会員数		191人	188人	184人	191人	193人
利用会員数		254人	242人	253人	265人	224人
運営組織数		1組織	1組織	1組織	1組織	1組織

## 【量の見込みと確保方策】

引き続き、ファミリー・サポート・センター事業を実施し、必要な事業量は確保できる見通しです。今後も、利用会員・協力会員の掘り起しに努め、事業の提供体制の確保と子育て家庭の支援に努めます。

## ■第2期の見込み

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		76人日	75人日	73人日	72人日	71人日
確保方策	延べ利用数	76人日	75人日	73人日	72人日	71人日
	運営組織数	1組織	1組織	1組織	1組織	1組織

## (9) 一時預かり事業

### ① 幼稚園等在園児対象の一時預かり

#### 概 要

かつての幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園や幼稚園において教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中等に、在園児を対象に保育（教育活動）を実施します。

#### 【現 状】

認定こども園と幼稚園において、教育時間外や休日等に在園児対象の一時預かりを実施しています。

#### ■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延べ利用者数	12,351人日	10,608人日	8,468人日	7,308人日	14,828人日
利用施設数	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	11箇所

#### 【量の見込みと確保方策】

在園児を対象とした一時預かりは、利用者の希望とおりの対応を実施しており、必要な事業量は確保できる見通しです。

また、本来的には2号認定（保育認定）でありながら、教育希望が強いために幼稚園等を選択する家庭の保育需要に対しても適切な対応を図ります。

#### ■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用数	7,940人日	7,703人日	7,266人日	7,042人日	6,834人日
利用施設数	11箇所	11箇所	11箇所	11箇所	10箇所

## ② 「①」以外（保育所等）での一時預かり

（ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイ事業の未就学児の利用を含む。）

## 概 要

家庭において保育することが一時的に難しくなった乳幼児について、主として昼間、認定こども園や保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。

確保方策 の種類	<p>○一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園や保育所、その他の場所において、一時的に預かりや必要な保護を行う事業</p> <p>○子育て援助活動支援事業：子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業</p> <p>○トワイライトステイ事業：保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、夜間、生活指導や食事の提供等を行う事業</p>
-------------	---

## 【現 状】

一時預かり事業について、市内の保育所等において実施していますが、利用が少なく、全体として計画時の見込みを大きく下回りました。

また、鹿嶋市社会福祉協議会が運営主体となり行っているファミリー・サポート・センター事業については、計画時の見込みを上回る利用実績がありました。

なお、一時預かり需要に対するトワイライトステイ事業の利用実績はありませんでした。

## ■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
一時預かり事業	90人日	67人日	83人日	115人日	405人日
	2箇所	2箇所	6箇所	6箇所	6箇所
子育て援助活動支援事業	98人日	255人日	59人日	214人日	279人日
	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
トワイライトステイ事業	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
計	90人日	67人日	142人日	329人日	684人日
	2箇所	2箇所	7箇所	7箇所	7箇所

**【 量の見込みと確保方策 】**

市内の認定こども園や保育所で実施する一時預かり事業を中心的な方策として必要な事業量の確保を図るほか、子育て援助活動支援事業による提供体制も確保します。

なお、トワイライトステイ事業については、一時預かり事業やその他の事業により利用者ニーズに対応することができるため、確保方策としては見込んでおりません。

■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,010 人日	981 人日	987 人日	952 人日	921 人日
確保方策	1,010 人日	1,010 人日	1,010 人日	1,010 人日	1,040 人日
	27 箇所	27 箇所	27 箇所	27 箇所	28 箇所
一時預かり事業	760 人日	760 人日	760 人日	760 人日	790 人日
	26 箇所	26 箇所	26 箇所	26 箇所	27 箇所
子育て援助活動支援事業	250 人日	250 人日	250 人日	250 人日	250 人日
	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
トワイライトステイ事業	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

## (10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

## 概 要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

## 【現 状】

本市では、全12小学校区計33児童クラブにおいて、保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供しています。

## ■第1期の実績

(年間)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数(A)	小学1～3年	602人	617人	633人	653人	716人
	小学4～6年	135人	180人	234人	258人	277人
	計	737人	797人	867人	911人	993人
定員数(B)		862人	909人	1,028人	1,211人	1,304人
設置数		21箇所	23箇所	24箇所	29箇所	33箇所
差(B-A)		125人	112人	161人	300人	311人

## 【量の見込みと確保方策】

放課後児童クラブを利用する小学生の割合は年々増加しており、総人数も増加の見込みとなっているため、今後は小学校区ごとの需要を注視し、増員・増設を検討していきます。

また、児童クラブと平日放課後子ども教室の児童が同じ場で遊ぶ時間を作る、児童クラブと休日子ども教室を合同で実施する等、一体型・連携型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室の推進に努めます。

## ■第2期の見込み

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(A)	小学1～3年	651人	661人	688人	697人	695人
	小学4～6年	324人	350人	356人	385人	407人
	計	975人	1,011人	1,044人	1,082人	1,102人
定員数(B)		1,306人	1,306人	1,306人	1,306人	1,306人
設置数 (一体型・連携型 クラブ数)		34箇所 (16箇所)	34箇所 (20箇所)	34箇所 (23箇所)	34箇所 (24箇所)	34箇所 (29箇所)
差(B-A)		331人	295人	262人	224人	204人

(11) 延長保育事業（時間外保育事業）

**概 要**

通常保育の時間を超える保育ニーズへの対応を図るため、保育認定を受けた子どもについて、認定こども園や保育所等で、通常の利用日や利用時間帯以外の保育を実施します。

**【 現 状 】**

認定こども園や保育所等において、保育の開始時刻の前倒しや終了時刻の延長による保育時間の拡大を行っており、子育て家庭の保育ニーズへの対応を図っています。

■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用実人数	416人	273人	300人	334人	285人
実施施設数	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所

**【 量の見込みと確保方策 】**

市内のすべての教育・保育施設（公立幼稚園は除く。）において時間外保育への対応が図られる見通しです。ニーズ調査結果や利用実績を踏まえ、計画期間においては従来と同程度の事業量を見込んでおり、事業の性質上、定員の設定等はないことから、必要な事業量は確保できる見通しです。

■第2期の見込み

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		405人	393人	381人	369人	357人
確保方策	利用実人数	405人	393人	381人	369人	357人
	実施施設数	26箇所	26箇所	26箇所	26箇所	27箇所

## (12) 病児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業）

### 概 要

子どもが病気又は病気からの回復期若しくは保育中に体調不良になった場合等において、病院や認定こども園等に付設された専用スペース等で、一時的な保育や緊急的な対応等を行います。

事業の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○病児保育事業（病児対応型）：子どもが病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業</li> <li>○病児保育事業（病後児対応型）：子どもが病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業</li> <li>○病児保育事業（体調不良児対応型）：子どもが「保育所通所中」に、微熱等で体調不良になった際、保護者の迎えまでの間、当該保育所で一時的に保育する事業</li> <li>○病児・緊急対応強化事業：ファミリー・サポート・センター事業として、病児・病後児を預かる事業</li> </ul>
-------	--

### 【現 状】

子どもが保育中に微熱を出す等、保育所における緊急的な対応や、在園児に対して保健的な対応等を図るものである「体調不良児対応型」の病児保育事業について、平成27年度時点で、保育所1箇所が事業を開始していましたが、平成30年度に保育所1箇所が増え、第1期計画に掲げた2箇所確保する目標を達成しました。

また、平成29年度には、「病児対応型」の病児保育室1箇所が新規に開設し、当初の計画を上回る病児保育のサービス基盤の整備が進みました。その状況に伴い、利用実績も大きく増加しました。

#### ■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用数(A)	82人日	11人日	300人日	387人日	371人日
実施施設数	1箇所	1箇所	2箇所	3箇所	3箇所

**【 量の見込みと確保方策 】**

ニーズ調査結果を踏まえ、計画期間においてはこれまでの利用実績を大きく上回る事業量を見込んでいますが、第1期においてサービス提供基盤の整備が進んだことから、必要な事業量は十分に確保できる見通しです。

また、多様なサービスを提供するため、子育て援助活動支援事業の病児・緊急対応強化事業の確立を目指し、事業体制の整備を行うとともに、段階的に事業を試行します。

■第2期の見込み

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)		1,124 人日	1,091 人日	1,058 人日	1,023 人日	992 人日
確保方策 (B)	病児保育事業	1,860 人日	1,860 人日	1,860 人日	1,860 人日	1,860 人日
		3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	子育て援助活動支援事業	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
		0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
差 (B-A)		736 人日	769 人日	802 人日	837 人日	868 人日

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

**概 要**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品やその他必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。

**【 現 状 】**

第1期計画中、この事業は実施していません。

**【 量の見込みと確保方策 】**

第2期において事業量は見込んでいませんが、幼児教育・保育の無償化やその他の事業の状況を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

## (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 概 要

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置や運営の促進を図ります。

### 【 現 状 】

第1期計画中、この事業は実施していませんが、教育・保育を取り巻く環境等を踏まえ、民間事業者と連携し、新たな教育・保育施設を整備しました。

### 【 量の見込みと確保方策 】

第2期において事業量は見込んでいませんが、引き続き、教育・保育の充実を図るため、民間事業者と連携し、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

## 5 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の提供にあたって

### (1) 教育・保育の一体的な提供の推進

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等の変化によらず柔軟に子どもを受け入れることのできる施設です。

本市では、教育・保育環境の向上を図るため、幼保連携型認定こども園の設置を推進しています。

今後も、保育所・幼稚園の垣根を越えた一体的な保育・教育が実施されるよう、引き続き、運営法人に適切な事業運営を要請（指導・監督）していくとともに、教育・保育の一層の質の向上を図るため、幼稚園教諭と保育士の合同研修の実施支援等を行います。

### (2) 産前・産後休業と育児休業後の教育・保育等の利用支援

保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、早期に切り上げたりする状況があれば、子育て家庭のワーク・ライフ・バランスが保たれているとは言えません。

産前・産後休業や育児休業の満了時に、保護者が希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、こども相談課窓口や地域子育て支援センター等を通じた、休業中の保護者向けの情報提供の充実や当事者に対する相談支援に努めるとともに、教育・保育施設や地域型保育事業の計画的な整備を図ります。

### (3) 外国籍の子ども等への支援・配慮

教育・保育施設等において、親が外国人の子どもや帰国子女等が、円滑に教育・保育等を利用できるように、保護者と教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう民間事業者の理解と配慮の促進に努めます。